

SPDR® S&P® アジア・パシフィック 新興国株式 ETF (GMF)

交 付 運 用 報 告 書

2020 年 9 月 30 日に終了する計算期間

免責事項

この運用報告書は SPDR[®]インデックス・シェアズ・ファンズの 2020 年 9 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、Annual Report およびこの運用報告書との間に齟齬が生じた場合、Annual Report が優先されることにご留意下さい。

また、Annual Report には SPDR[®]インデックス・シェアズ・ファンズを構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、この運用報告書には日本で販売されたファンドのうち特定の 1 つのファンドの情報のみが掲載されています(但し、「財務書類に対する注記」および「その他の情報(未監査)」は、当該日本で販売された全てのファンドの情報が記載されています)。

(注) 本書に記載の「ドル」または「\$」は、別段の記載がある場合を除き米ドルを指します。

本書において、米ドルの円貨換算は、2021 年 2 月 12 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=104.74 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

なお、米ドルの円貨換算は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務書類を構成するものではありません。

交付運用報告書は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面です。その他の内容については、運用報告書(全体版)に記載しております。

運用報告書(全体版)は、受益者の方からのご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

パフォーマンス要約に対する注記(未監査)

本ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)でのトータル・リターンに関するパフォーマンス・チャート(市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマーク指数)は、比較目的のためにのみ提供され、対象期間について示す。本ファンドの受益権1口当たりNAVは本ファンドの受益権1口の価値であり、資産合計額から負債合計額を差し引いた額を発行済み受益権口数で除することによって算出される。NAVリターンは、本ファンドのNAVを基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権1口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの受益権が上場されている取引所における本ファンドのNAVの計算時の買い呼び値の最高額と売り呼び値の最低額の間値を用いて決定される。NAVおよび市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAVにより本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。インデックスのリターンは収入、損益、配当および他の収入の再投資全てを反映する。

S&P アジア・パシフィック・エマージング BMI 指数は時価総額加重指数であり、アジア太平洋新興国を国籍とする上場企業の投資可能ユニバースを定義して測定する。インデックスは、「浮動株調整」されており、投資家が公開で利用できる株式のみインデックスの算出に含まれる。

SPDR S&Pアジア・パシフィック新興国株式ETF
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察(未監査)

SPDR S&Pアジア・パシフィック新興国株式ETF(以下「本ファンド」という。)は、アジア太平洋地域の新興国市場に関するインデックスのトータル・リターン・パフォーマンスに概ね対応する投資結果(手数料および費用控除前)を実現することを目指している。本ファンドのベンチマークはS&Pアジア・パシフィック・エマージングBMI指数(S&P Asia Pacific Emerging BMI Index)(以下「本インデックス」という。)である。

2020年9月30日に終了した12カ月間(以下「報告期間」という。)、本ファンドのトータル・リターンは19.82%、本インデックスのトータル・リターンは19.84%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用費用を反映している。本インデックスは運用されているものではなく、そのリターンは、リターンに悪影響を及ぼすいかなる種類の手数料も費用も反映していない。手数料と費用、および証券組み入れ比率の相違の累積的効果が、本ファンドのパフォーマンスと本インデックスのパフォーマンスの相違の一因となった。

本ファンドは、アジア・パシフィック地域において差し迫った、最も顕著な地政学的課題の1つの進展が具体化したことを受け、2019年度の最終四半期において11.35%増加した。追加関税が導入されない限りにおいて、中国が限定的な貿易協定に応じる意向があるという報道、および中国による米国の農産物購入に関する憶測が、10月初旬の士気を高揚させた。貿易分野では、攻撃の応酬が絶えることはなかったが、12月中旬までに、米中は、中国による農産物の購入、米国知的財産の保護強化、および米国企業からの強制的な技術移転の禁止を盛り込んだ第一段階の協定を発表した。米国は、関税引き上げを見送り、中国からの輸入1200億ドル分の関税を削減することに同意した。

本ファンドは、2020年第1四半期において、原因を確認するための分析の必要もない、資本市場を襲った混乱によって18.13%低下した。2019年の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大が直接の原因であった。ただし、世界経済と金融市場に重大な損害を与えたのは、ソーシャル・ディスタンシング、一時的ロックダウンおよび隔離、ならびに移動制限などの措置であった。損害の規模は膨大なもので、金融市場の至るところで有害な節目が訪れた。

本ファンドは、この流れを反転させ、2020年度第2四半期において18.95%を追加することで、その前の四半期に被った損失を挽回した。世界経済は、3月および4月に、COVID-19のパンデミックを抑制するために政府が強制したロックダウンによって未曾有の衝撃に襲われた。政策立案者らは、驚くほどの早さで、影響を受けた労働者や企業を支援するために莫大な、広範にわたる財政および金融刺激策によって対応した。5月の経済指標は、刺激支援策と業務再開計画が功を奏し、景気回復が始まったことを示していた。

前向きな勢いは、2020年度第3四半期も継続し、本ファンドは同期間においてさらに10.50%増加させた。第3四半期において、経済成長は、米国によって牽引され、COVID-19関連のロックダウン緩和、財政・金融政策支援、および繰延需要の開放により、世界中で力強い回復を見せた。一部の先進国において、感染率は再運用報告書(全体版)における財務書類に対する注記を参照

上昇したものの、主要なワクチンの臨床試験が迅速な進展を続けたことによって、最悪の事態は過ぎ去ったように思われた。しかし、財政支援が減少し、COVID-19感染者の蔓延と増加によりサービス成長が依然として抑制されていたことで、成長の勢いは第3四半期末に向けて減速した。

本ファンドは報告期間中にデリバティブに投資していない。

個々の証券のレベルでは、報告期間に本ファンドのパフォーマンスに最も貢献したのは、BYD Company Limited Class H、JD.com Inc.、およびNetEase Inc.であった。また、報告期間に本ファンドのパフォーマンスに最もマイナスに寄与したものは、Alibaba Group Holdings Ltd.、およびTaiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.、Thai Oil Public Co., Ltd.であった。

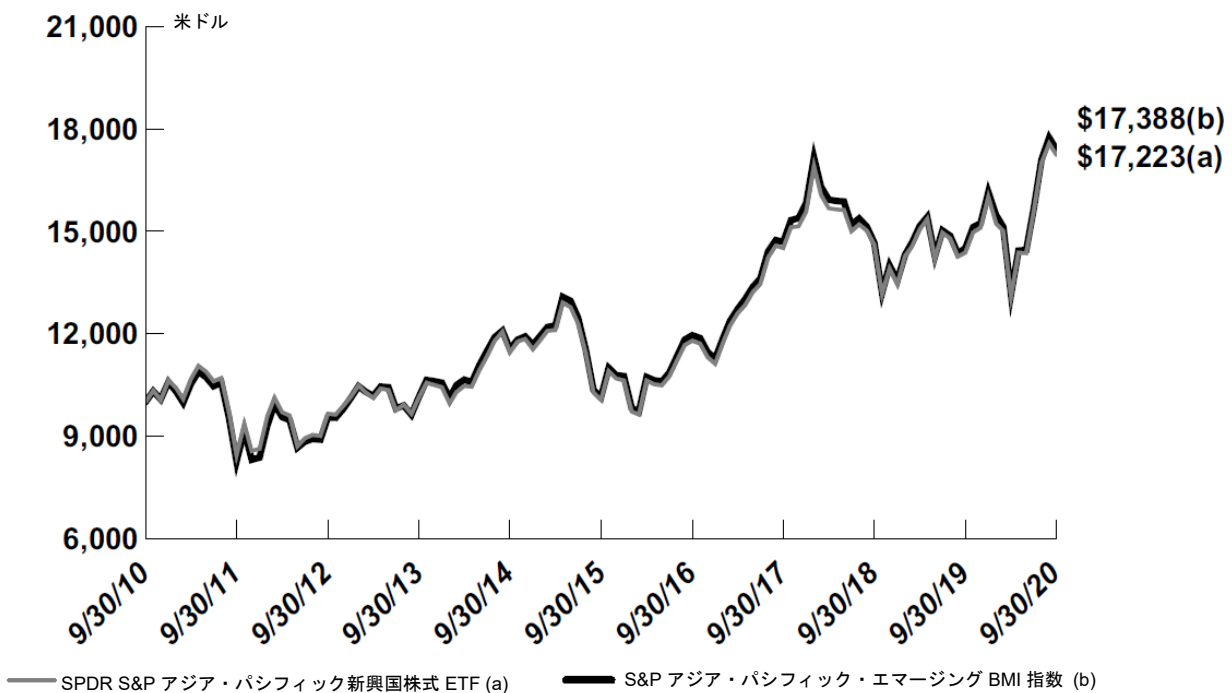
上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのポートフォリオ・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザー全体の見解を反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものとする責任を負うものではない。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、ファンドのために取引を行う意思を示すものとして、この見解に依拠することはできない。

SPDR S&P アジア・パシフィック新興国株式 ETF
パフォーマンスの概要(未監査)

2020年9月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン			平均年間トータル・リターン		
	純資産価額	市場価格	S&P アジア・パシフィック・エマージング BMI 指数	純資産価額	市場価格	S&P アジア・パシフィック・エマージング BMI 指数
1年	19.82%	21.32%	19.84%	19.82%	21.32%	19.84%
5年	71.20%	72.76%	71.38%	11.35%	11.55%	11.38%
10年	72.23%	73.75%	73.88%	5.59%	5.68%	5.69%

投資額10,000ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



折れ線グラフは、累積トータル・リターンに基づく。

直近の目論見書の報酬・費用表に記載されているSPDR S&Pアジア・パシフィック新興国株式ETFの総経費比率は、0.49%である。2020年9月30日に終了した年度の総経費比率については、財務ハイライトを参照のこと。

記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンおよび元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、www.ssga.comをご覧ください。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。詳細については、1ページの「パフォーマンス要約に対する注記」を参照。

運用報告書(全体版)における財務書類に対する注記を参照

SPDR S&P アジア・パシフィック新興国株式 ETF
ポートフォリオの統計(未監査)

2020年9月30日現在の保有額上位10位

内容	純資産に対する百分比 (%)
Alibaba Group Holding, Ltd. ADR	9.6%
Tencent Holdings, Ltd.	7.1
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd. ADR	5.5
Meituan Dianping Class B	2.4
Reliance Industries, Ltd. GDR	1.9
JD.com, Inc. ADR	1.4
China Construction Bank Corp. Class H	1.2
Infosys, Ltd. ADR	1.1
HDFC Bank, Ltd.	1.1
Ping An Insurance Group Co. of China, Ltd. Class H	1.1
合計	32.4%

(保有額の上位10位は変動する可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

2020年9月30日現在のセクター内訳

産業	純資産に対する百分 比(%)
一般消費財・サービス	22.2%
情報技術	18.3
金融	16.5
通信サービス	12.4
ヘルスケア	5.8
生活必需品	5.7
資本財・サービス	5.5
素材	4.7
エネルギー	4.1
不動産	2.8
公益事業	1.5
短期投資	0.6
その他の資産を超過する負債	(0.1)
合計	100.0%

(本ファンドのセクター内訳は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変動する可能性がある。)

財務ハイライト
各期間中の発行済受益権1口当たりの要約データ

	SPDR S&P アジア・パシフィック新興国株式 ETF				
	年度終了日 2020/9/30	年度終了日 2019/9/30(a)	年度終了日 2018/9/30(a)	年度終了日 2017/9/30(a)	年度終了日 2016/9/30(a)
期首純資産額	\$ 93.67	\$ 97.31	\$ 98.49	\$ 81.92	\$ 72.62
投資活動による 利益(損失):					
純投資利益(損 失) (b)	1.66	1.89	1.93	1.71	1.38
正味実現および 未実現利益(損 失) (c)	16.72	(3.50)	(1.22)	16.67	10.81
投資活動による 合計	18.38	(1.61)	0.71	18.38	12.19
その他の資本	0.03	0.02	0.01	0.00(d)	—
受益者への分配 金原資の内訳:					
純投資利益	(1.79)	(2.05)	(1.90)	(1.81)	(2.89)
期末純資産額	\$ 110.29	\$ 93.67	\$ 97.31	\$ 98.49	\$ 81.92
トータル・リ ターン (e)	19.82%	(1.56)%	0.63%	23.02%	17.24%
比率および補足 データ:					
期末純資産(単 位: 1,000)	\$ 540,439	\$ 440,267	\$ 437,903	\$ 413,653	\$ 335,858
平均純資産に対 する比率:					
費用合計	0.49%	0.49%	0.49%	0.49%	0.49%
純投資利益(損 失)	1.67%	2.01%	1.86%	1.98%	1.85%
ポートフォリオ オ・ターンオー バー比率(f)	8%	14%	5%	4%	1%

- (a) 2020年9月30日に終了した年度より、本ファンドはアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーによる監査を受けている。過年度については、別の独立登録会計事務所による監査を受けている。
- (b) 受益権1口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当期間の受益権1口当たりのデータをより適切に示している。
- (c) 発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連した本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額の変動と一致していないことがある。
- (d) 金額は受益権1口当たり0.005ドル未満である。
- (e) トータル・リターンは、受益権が各報告期間の初日に純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、各分配金の支払日に受益権1口当たり純資産額で再投資されることを前提としている。1年未満の期間についてのトータル・リターンは年率換算されない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (f) ポートフォリオ・ターンオーバー比率は、現物による設定または償還により受け渡しされた証券を除外している。

デリバティブ金融商品

先物取引

本ファンドの中には、当該ファンドの目的を達成するために、先物取引を行うものがある。先物取引とは、標準化された取引所取引であり、一定の金融商品を定められた価格で売買することを先日付で約定するものをいう。先物取引の約定時に、本ファンドは、ブローカーに対して、清算機関が求める当初預託証拠金の額に相当する額の証拠金(現金または有価証券)を預託しなければならない。預託有価証券(もしあれば)は投資一覧で指定され、預託現金(もしあれば)は貸借対照表上のブローカーに対する現金(純額)に含まれる。その後の支払いは、契約価値(累積)、為替および/またはその他の取引手数料の日々の変動に応じ、本ファンドが支払い、または支払いを受領する。当該支払いの累計額は、相当額が未実現損益と相殺された上で未収または未払いの変動証拠金として計上される。本ファンドは、当該契約が終了した時に実現損益を認識する。

契約期間中に、原商品の市場金利または価値に不利な変動が生じたことに起因して先物取引価格が下落した場合、または取引相手が契約に基づき履行しなかった場合、損失が生じる可能性がある。また、先物取引の利用には、先物取引価格の変動が当該取引の原資産の価格変動と相関しないというリスクも伴う。

手数料および関係会社との取引

投資顧問報酬

本トラストは、本ファンドに代わり、SSGA FMと投資顧問契約を締結している。本ファンドに対するそのアドバイザー・サービス、提供されるファシリティ、およびアドバイザーが負担する費用のために、各本ファンドは、各本ファンドの日次の平均純資産額に対し以下の表で示される割合に基づいて日々発生して毎月支払われる報酬(以下「運用および投資顧問報酬」という。)をアドバイザーに支払う。

	年間割合
SPDR S&P アジア・パシフィック新興国株式 ETF	0.49

アドバイザーは、時に、自身の運用報酬の全部または一部を放棄する場合もある。アドバイザーは、2021年1月31日まで、各本ファンドに関して取得ファンドの全ての報酬および費用(取得ファンドにおける現金管理のために保有されるもの(もしあれば)を除く。)に相当する金額の、自身の運用報酬の一部の放棄、および/または費用の払戻しについて契約上同意している。この権利放棄および/または払い戻しについては、放棄され、または払い戻された金額をアドバイザーが回収することは規定されていない。この権利放棄および/または払戻しは、受託者会の承認がない限り、2021年1月31日より前に終了することはできない。

アドバイザーは、各本ファンドの全ての費用を支払うが、運用報酬、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得ファンドの報酬および費用、その他の特別費は支払わない。

アドミニストレーター、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人

SSGA FMがアドミニストレーターを務めており、アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト(以下「ステート・ストリート」という。)が、保管会社、サブ・アドミニストレーター、名義書換代理人を務めている。ステート・ストリートは、保管会社、サブ・アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

販売業者

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)(以下「SSGA FD」または「販売業者」という。)は、アドバイザーの関係会社で、本トラストの販売業者を務める。

関係会社とのその他の取引 — 証券貸付

ステート・ストリート(本ファンドの関係会社)は、2017年1月6日付修正・訂正済み証券貸付許可基本契約書(改訂版)に従って本ファンドの証券貸付代理人を務める。

ステート・ストリートが現金担保または手数料収入の投資により回収した手取金は、(証券貸付契約の条件に基づきステート・ストリートに支払うその他の額の控除後に)85%が本ファンドに、15%がステート・ストリートに、それぞれ配分される。

また、貸付業務の現金担保は、SSGA FMが投資アドバイザーを務めるステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・ポートフォリオ II(State Street Navigator Securities Lending Portfolio II)(関係マネー・マーケット・ファンド)に投資される。証券貸付に関する情報については注記9を参照されたい。

関係会社とのその他の取引

本ファンドは、関係事業体(ステート・ストリート・コーポレーションが発行した証券を含む。)、関係性を有するファンド、または本ファンドがその議決権付証券もしくは発行済み株式の5%超を所有することにより関係会社とみなされる事業体に投資することができる。2020年9月30日終了年度のそれらの取引に係る額は、投資一覧で開示されている。

保管会社への債務

特定の状況において、本ファンドは、費用の支払、資本取引、証券取引、投資業務またはデリバティブ取引に起因して保管会社に当座借越を行うことができる。保管会社への債務(もしあれば)の金額は、本ファンドの関係会社である保管会社としてのステート・ストリートでの当座借越金を反映する。

受託者の報酬

1940年法で定義される本トラストの「関係者」ではない本トラストの受託者(以下「独立受託者」という。)の手数料および費用は、本ファンドから直接支払われる。独立受託者は、会議への出席および業界のセミナーに関する旅費その他の現金支払費用について償還を受ける。

本報告書に含まれる情報は、本トラストの受益者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラストに関する重要な情報を含む本トラストの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書および SAI は、1-866-787-2257 に電話して販売会社から入手することも、www.ssga.com のサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。